

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年11月12日

【会社名】 株式会社ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス(注) 1

【英訳名】 HITO-Communications Holdings, Inc.(注) 1

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 安井 豊明(注) 1

【本店の所在の場所】 東京都豊島区東池袋一丁目9番6号(注) 1

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社ヒト・コミュニケーションズ
社長室長 飯島 幸一

【最寄りの連絡場所】 株式会社ヒト・コミュニケーションズ
東京都豊島区東池袋一丁目9番6号

【電話番号】 03-5952-1111

【事務連絡者氏名】 株式会社ヒト・コミュニケーションズ
社長室長 飯島 幸一

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 普通株式

【届出の対象とした募集金額】 10,367,829千円(注) 2

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注) 1 本届出書提出日現在におきましては、株式会社ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス(以下「当社」といいます。)は未設立であり、平成31年3月1日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名および本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。

2 本届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社ヒト・コミュニケーションズ(以下「ヒト・コミュニケーションズ」といいます。)の平成30年8月31日における株主資本の額(簿価)を記載しております。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	17,900,000株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。(注) 4

- (注) 1 ヒト・コミュニケーションズの発行済株式総数17,900,000株(平成30年8月31日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。
- 2 普通株式は、ヒト・コミュニケーションズの平成30年10月22日開催の取締役会決議(株式移転計画の作成承認)、平成30年11月12日の取締役会決議(株式移転計画の承認の定時株主総会への付議)および平成30年11月29日開催のヒト・コミュニケーションズの定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づいて行う株式移転(以下「本件株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。
- 3 当社は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定です。
- 4 振替機関の名称および住所は以下のとおりです。
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

株式移転によることとします。(注) 1、2

- (注) 1 普通株式は、本件株式移転が効力を生ずる時点の直前時(以下「基準時」といいます。)におけるヒト・コミュニケーションズの株主名簿に記載または記録されたヒト・コミュニケーションズの株主に対し、その所有するヒト・コミュニケーションズの普通株式1株に対して当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。また、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、ヒト・コミュニケーションズの平成30年8月31日における株主資本の額(簿価)は、10,367,829千円であり、発行価額の総額のうち450,000千円が資本金に組み入れられます。
- 2 当社は、東京証券取引所への上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項)を行い、いわゆるテクニカル上場(同規程第208条)により平成31年3月1日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6ヶ月以内に上場申請するものに限る(同規程施行規則第216条第1項))について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4 【株式の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2) 【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所への上場について

当社は、前記「第1 募集事項」における新規発行株式である当社普通株式について、前記「第1 募集事項 2 募集の方法」(注)2記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所市場第一部への上場を予定しております。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1 【組織再編成(公開買付け)の概要】

1 【組織再編成の目的等】

1. 株式移転の目的および理由

当社グループは、販売・サービス・営業分野に特化した「成果追求型営業支援事業」を行うアウトソーシング事業を展開しております。従来は人材サービスを中心にクライアント企業の販売促進の企画・調査から研修開発、人材採用・育成、販売等による成果追求までを一括して受託するビジネスモデルにより事業拡大を図って参りました。

その一方で、近年日本国内においては少子高齢化・人口減経済の進展、ライフスタイルの多様化等を背景に実店舗におけるクライアント企業から当社への人材サービスニーズは、単なる販売実績等の成果追求だけではなく、販売効率の改善や生産性向上等を含んだ対応が求められております。更に小売業界を中心として、実店舗とEコマースサイト等複数の販売経路や顧客接点を有機的に連携させる「オムニチャネル」の強化に取り組む事業者が増加していることから、当社グループといたしましてもEコマース等無店舗領域における営業支援事業を含む「オムニチャネル営業支援」の可能性を追求する観点から、平成29年6月にEコマース営業支援に強みを持つ株式会社ビービーエフを子会社化し事業環境の変化への対応を進めて参りました。

今後、当社グループは、リアル(実店舗)とバーチャル(EC等無店舗)における「オムニチャネル営業支援」の可能性を追求するとともに、進展著しいIT、テクノロジー等の要素を加えながら、これまでにない「マーケティングの未来創造企業グループ」として事業領域の拡大と各事業会社が持つ専門性を高める方針であります。また、その過程においてグループガバナンスの強化、意思決定の迅速化、グループ内各事業会社間の事業シナジーの最大化等を経営上の課題として認識しており、その課題への対処として持株会社体制への移行を検討して参りました。

この度の純粋持株会社体制への移行は、現状の事業持株会社であるヒト・コミュニケーションズからグループ全体のガバナンス、意思決定、業務執行等を切り離すことにより、上記の課題への対処を図るとともにリアルとバーチャルそしてIT、テクノロジーの分野へと広がる新規事業領域拡大のためのM&A等を柔軟かつ機動的に実施することが可能になるものと考えております。これにより当社グループは、更なる事業拡大と、持続的な成長を目指してまいります。

2. 提出会社の企業集団の概要および当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

(1) 商号	株式会社ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス (英文社名：HITO-Communications Holdings, Inc.)	
(2) 所在地	東京都豊島区東池袋一丁目9番6号	
(3) 代表者および役員 就任予定者	代表取締役社長 安井 豊明	現 ヒト・コミュニケーションズ 代表取締役社長
	取締役 田村 淳	現 株式会社ビービーエフ 代表取締役社長CEO
	取締役 吉綱 利明	現 ヒト・コミュニケーションズ取締役
	取締役 福原 直通	現 ヒト・コミュニケーションズ取締役
	取締役 吉岡 隆之	現 ヒト・コミュニケーションズ 執行役員
	取締役 古賀 哲夫	現 ヒト・コミュニケーションズ取締役
	取締役 杉浦 信平	
	常勤監査役 渡邊 徹	現 株式会社ジャッツ 取締役
	監査役 松田 孝子	現 ヒト・コミュニケーションズ監査役
	監査役 中島 公男	現 ヒト・コミュニケーションズ監査役
(4) 主な事業内容	グループ会社の経営管理およびそれに附帯または関連する業務	
(5) 資本金	450,000千円	
(6) 決算期	8月31日	
(7) 純資産(連結)	未定	
(8) 総資産(連結)	未定	

提出会社の企業集団の概要

当社設立後の当社とヒト・コミュニケーションズの状況は以下のとおりです。

ヒト・コミュニケーションズは、平成30年11月29日開催予定の定時株主総会による承認を前提として、平成31年3月1日(予定)を期日として、本件株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

会社名	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借	業務提携 等
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)				
(連結子会社)										
株式会社ヒト・ コミュニケーションズ	東京都 豊島区	737,815	アウトソーシング事業、人材派遣事業、その他	100.0	未定	未定	未定	未定	未定	未定

本件株式移転に伴う当社設立後、ヒト・コミュニケーションズは当社の完全子会社となる予定です。当社の完全子会社となるヒト・コミュニケーションズの最近事業年度末日(平成30年8月31日)時点の関係会社の状況は、次のとおりです。

関係会社の状況(注) 1

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容(注) 2	議決権の所有 または被所有 割合(注) 3	関係内容
(連結子会社) 株式会社ティー シーエイ(注) 5	大阪府大阪市 北区	100,000	アウトソーシング事業 人材派遣事業 その他	100.0	ヒト・コミュニケーションズ及び同社の連結子会社のアウトソーシング事業において人材サービスの一部を相互に提供 役員の兼任等 2名
株式会社WS S スタッフィング	愛知県名古屋市 中村区	40,000	アウトソーシング事業 人材派遣事業	100.0	ヒト・コミュニケーションズ及び同社の連結子会社のアウトソーシング事業において人材サービスの一部を相互に提供 役員の兼任等 3名
株式会社ジャッツ	東京都品川区	40,000	アウトソーシング事業 人材派遣事業 その他	65.0	ヒト・コミュニケーションズ及び同社の連結子会社のアウトソーシング事業において人材サービスの一部を相互に提供 役員の兼任等 5名
株式会社ビービー エフ (注) 5、6	東京都千代田区	100,000	EC・TC支援事業	83.5	役員の兼任等 2名
株式会社ブラン チ・アウト (注) 6	東京都渋谷区	10,000	ホールセール事業	100.0 〔100.0〕	
上海布藍綺国際貿 易有限公司	中華人民共和国 上海市	16,550	ホールセール事業	100.0 〔100.0〕	
株式会社ジャパ ンリムジンサービス	北海道網走郡 大空町	35,000	その他	100.0 〔100.0〕	ヒト・コミュニケーションズ及び同社の連結子会社に対しサービスを提供

(注) 1 純粋持株会社設立後は、ヒト・コミュニケーションズの子会社等の一部を純粋持株会社の子会社等として再編する予定です。

2 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

3 「議決権の所有または被所有割合」欄の〔内書〕は間接所有であります。

4 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 特定子会社であります。

6 株式会社ビービーエフ及び株式会社ブランチ・アウトについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	株式会社ビービーエフ	売上高	26,423,076千円
		経常利益	867,603千円
		当期純利益	656,722千円
		純資産額	4,024,906千円
		総資産額	6,194,261千円
	株式会社ブランチ・アウト	売上高	7,548,465千円
		経常利益	306,308千円
		当期純利益	200,045千円
		純資産額	648,999千円
		総資産額	2,125,711千円

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本件株式移転により、ヒト・コミュニケーションズは当社の完全子会社となる予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

役員の兼任関係

当社の取締役および監査役は、当社グループ各社の取締役および監査役を兼任する予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

取引関係

当社の完全子会社となるヒト・コミュニケーションズと関係会社の取引関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約】

1. 株式移転計画の内容の概要

ヒト・コミュニケーションズは、同社の定時株主総会による承認を条件として、平成31年3月1日(予定)を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、ヒト・コミュニケーションズを株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本件株式移転計画」という。)を平成30年10月22日開催のヒト・コミュニケーションズの取締役会において承認いたしました。

当社は、本件株式移転計画に基づき、本件株式移転に際して、基準時におけるヒト・コミュニケーションズの株主名簿に記載または記録されたヒト・コミュニケーションズの株主に対し、その所有するヒト・コミュニケーションズの普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本件株式移転計画においては、平成30年11月29日開催予定のヒト・コミュニケーションズの定時株主総会において、本件株式移転計画の承認および本件株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本件株式移転計画において、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金および準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています(詳細につきましては、後記「2 本件株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

2. 本件株式移転計画の内容

次に掲げる「株式移転計画書(写)」に記載のとおりです。

株式移転計画書(写)

株式会社ヒト・コミュニケーションズ(以下「甲」という。)は、甲を株式移転完全子会社とする株式移転完全親会社(以下「乙」という。)を設立するための株式移転(以下「本件株式移転」という。)を行うにあたり、次のとおり株式移転計画(以下「本計画」という。)を定める。

第1条(乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

1. 乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数は次のとおりとする。

(1) 乙の目的

乙の目的は、別紙「定款」第2条に記載のとおりとする。

(2) 商号

乙の商号は、株式会社ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングスとし、英文では、HITO-Communications Holdings, Inc.とする。

(3) 本店の所在地等

乙の本店の所在地は、東京都豊島区とし、その所在場所は、東京都豊島区東池袋一丁目9番6号とする。

(4) 発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、56,000,000株とする。

2. 前項に定めるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「定款」に記載のとおりとする。

第2条(乙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称)

1. 設立時取締役

安井 豊明

田村 淳

吉綱 利明

福原 直通

吉岡 隆之

古賀 哲夫

杉浦 信平

2. 設立時監査役

渡邊 徹

松田 孝子

中島 公男

3. 設立時会計監査人

EY新日本有限責任監査法人

4. 補欠監査役

新津 研一

第3条(本件株式移転に際して交付する株式の数及びその割当て)

1. 乙は、本件株式移転に際して、本件株式移転が効力を生ずる時点の直前時(以下「基準時」という。)における甲の株主名簿に記載又は記録された甲の株主(以下「割当対象株主」という。)に対し、その所有する甲の普通株式に代わり、甲が基準時現在発行している普通株式の総数と同数の乙の普通株式を交付する。

2. 乙は、本件株式移転に際して、割当対象株主に対し、その所有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第4条(乙の資本金及び準備金に関する事項)

乙の設立時における資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

1. 資本金の額 450,000千円

2. 資本準備金の額 0千円

3. 利益準備金の額 0千円

第5条(乙の成立の日)

乙の成立の登記をすべき日(以下「乙の成立の日」という。)は、平成31年3月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

第6条(本計画承認株主総会)

甲は、平成30年11月29日を開催日として定時株主総会を招集し、会社法第804条第1項の規定に基づき本計画の承認及び本件株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲は、当該株主総会の開催日を変更することができる。

第7条(甲の株式上場廃止及び乙の株式上場、株主名簿管理人)

1. 本件株式移転に伴い、甲は、その発行する株式の上場を廃止(平成31年2月26日予定)し、乙は、その発行する株式を乙の成立の日において株式会社東京証券取引所市場第一部に上場することを予定する。
2. 乙の株主名簿管理人は、みずほ信託銀行株式会社(東京都中央区八重洲一丁目2番1号)とする。

第8条(事情変更)

本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により甲の財産又は経営状態に重要な変更が生じた場合、本件株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、甲は、甲の取締役会の決議により、本件株式移転に関する条件を変更し、又は本件株式移転を中止することができる。

第9条(本計画の効力)

本計画は、第6条に定める甲の定時株主総会において本計画の承認が得られない場合、又は本件株式移転につき法令に定める関係省庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

第10条(規定外事項)

本計画に定める事項のほか、本件株式移転に関して必要な事項については、本件株式移転の趣旨に従い、甲がこれを決定する。

平成30年10月22日

甲 東京都豊島区東池袋一丁目9番6号
株式会社ヒト・コミュニケーションズ
代表取締役社長 安井 豊明

別紙 乙の定款で定める事項

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングスと称し、英文では、HITO-Communications Holdings, Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

- (1) 一般労働者派遣事業
- (2) 有料職業紹介事業
- (3) 広告代理業
- (4) 販売促進業務(商品説明、消費者動向調査、販促用ツールの管理等)の受託
- (5) 各種イベントの企画、制作、運営及び企画制作物の販売
- (6) インターネット接続サービス・ブロードバンドサービス・携帯電話等各種通信サービスの販売、調査、運用に関する業務受託
- (7) 電話応対代行業務
- (8) 各種市場調査の企画、実施及び分析の業務受託
- (9) 経営、労務、経理、文書管理、受付、秘書、翻訳、通訳業務の請負
- (10) コンピューターシステムの設計、保守及びコンピューターソフトウェアの設計、作成、保守
- (11) コンピューターによる情報処理の受託及び情報提供に関する業務
- (12) 求人・採用活動に関する業務の請負及びコンサルティング
- (13) 経営コンサルタント及び教育に関するコンサルタント業
- (14) 家庭用電化製品のアフターサービス及び集金代行業務
- (15) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (16) 日用雑貨の卸販売
- (17) 娯楽用品の卸販売
- (18) 旅行代理業
- (19) 飲料水の販売
- (20) 不動産の売買、賃貸借及び管理等
- (21) 旅行業法に基づく旅行業
- (22) 警備業
- (23) 各種物品の企画、販売、卸売、レンタル、リース及び輸出入並びにそれらの取次事業
- (24) 電気通信事業法に定める電気通信事業
- (25) 各種教育研修、セミナー、講演の企画、実施及び業務受託
- (26) 家事代行サービス事業
- (27) 電力等の販売、卸売、コンサルティング及び業務受託
- (28) 道路運送法による旅客自動車運送事業
- (29) 宿泊施設、飲食店、スポーツ施設、観光・レジャー施設等の経営及び業務受託
- (30) インターネット・デジタル放送等による通信販売事業
- (31) インターネット等のネットワークを利用した通信販売及び電子商取引に関するシステムの企画、設計、開発、運用及びこれらのコンサルティング業務並びに賃貸業
- (32) 商品等の保管、管理、発送、配送事業及び業務受託
- (33) 古物の売買及び委託販売
- (34) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都豊島区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、56,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(自己の株式の取得)

第11条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は、8名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第20条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第29条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

(最初の事業年度)

第1条 当社の最初の事業年度は、第37条の規定にかかわらず、当社の設立の日から平成31年8月31日までとする。

(最初の取締役及び監査役の報酬等)

第2条 第27条及び第36条の規定にかかわらず、当社の設立の日から当社の最初の定時株主総会終結の時までは、当社の取締役の報酬の総額は年額500,000千円以内、監査役の報酬の総額は年額13,000千円以内とする。ただし、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。

(附則の削除)

第3条 本附則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

以上

4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1．株式移転比率

会社名	(株)ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス (完全親会社・当社)	(株)ヒト・コミュニケーションズ (完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注) 1 本件株式移転に伴い、ヒト・コミュニケーションズの普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。なお、当社の単元株式数は、100株です。

2 当社が本件株式移転により発行する新株式数(予定)：17,900,000株

上記新株式は、平成30年8月31日時点におけるヒト・コミュニケーションズの発行済株式総数に基づいて記載しております。本件株式移転の効力発生に先立ち、ヒト・コミュニケーションズの発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。

2．株式移転比率の算定根拠等

本件株式移転におきましては、ヒト・コミュニケーションズの単独株式移転によって完全親会社である当社1社を設立するものであり、株式移転時のヒト・コミュニケーションズの株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、ヒト・コミュニケーションズの株主の皆様へ不利益を与えないことを第一義として、ヒト・コミュニケーションズの株主の皆様へ所有するヒト・コミュニケーションズの普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

なお、上記理由により、第三者機関による株式移転比率の算定を行っておりません。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

該当事項はありません。

6 【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行条件に関する事項】

該当事項はありません。

7 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

(1) 買取請求権の行使について

ヒト・コミュニケーションズの株主が、その所有するヒト・コミュニケーションズの普通株式につき、ヒト・コミュニケーションズに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成30年11月29日開催予定の定時株主総会に先立って本件株式移転に反対する旨をヒト・コミュニケーションズに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本件株式移転に反対し、ヒト・コミュニケーションズが、上記定時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(2) 議決権の行使の方法について

ヒト・コミュニケーションズの株主による議決権の行使の方法としては、平成30年11月29日開催予定の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、ヒト・コミュニケーションズの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主または代理人は、株主総会ごとに作成された、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、ヒト・コミュニケーションズに提出する必要があります。)。また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成30年11月28日午後6時まで議決権を行使することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否または棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、平成30年11月26日までに、ヒト・コミュニケーションズに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨およびその理由を通知する必要があります。また、ヒト・コミュニケーションズは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

(3) 組織再編成によって発行される株式の受取方法

本件株式移転によって発行される株式は、本件株式移転に際して、基準時におけるヒト・コミュニケーションズの株主名簿に記載または記録されたヒト・コミュニケーションズの株主に割り当てられます。株主は、自己のヒト・コミュニケーションズの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

8 【組織再編成に関する手続】

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類およびその概要ならびに当該書類の閲覧方法

本件株式移転に関し、ヒト・コミュニケーションズは、会社法第803条第1項および会社法施行規則第206条の規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号および第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、ヒト・コミュニケーションズの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、ヒト・コミュニケーションズの本店において平成30年11月13日よりそれぞれ備え置く予定です。

は平成30年10月22日開催のヒト・コミュニケーションズの取締役会において承認された株式移転計画です。

は本件株式移転に際して株式移転比率およびその算定根拠ならびに上記株式移転計画に定める当社の資本金および準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。

はヒト・コミュニケーションズの最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、ヒト・コミュニケーションズの営業時間内にヒト・コミュニケーションズの本店において閲覧することができます。なお、本件株式移転の効力が生ずる日までの間に、上記～に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2．株主総会等の組織再編成に関する手続の方法および日程

定時株主総会基準日	平成30年8月31日
株式移転計画承認取締役会	平成30年10月22日
株式移転計画承認定時株主総会	平成30年11月29日(予定)
上場廃止日	平成31年2月26日(予定)
当社設立登記日(株式移転効力発生日)	平成31年3月1日(予定)
当社上場日	平成31年3月1日(予定)

ただし、本件株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

ヒト・コミュニケーションズの株主は、その所有するヒト・コミュニケーションズの普通株式につき、ヒト・コミュニケーションズに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成30年11月29日開催予定の定時株主総会に先立って本件株式移転に反対する旨をヒト・コミュニケーションズに通知し、かつ、上記定時株主総会において本件株式移転に反対し、ヒト・コミュニケーションズが、上記定時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2 【統合財務情報】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社であるヒト・コミュニケーションズの最近連結会計年度の主要な連結経営指標は次のとおりです。これらヒト・コミュニケーションズの連結経営指標は、当社の連結経営指標に反映されるものと考えられます。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期 (参考)
決算年月	平成26年 8月	平成27年 8月	平成28年 8月	平成29年 8月	平成30年 8月
売上高 (千円)	22,239,651	26,312,436	28,825,580	34,779,968	62,322,737
経常利益 (千円)	1,913,260	2,364,694	2,811,156	2,537,742	2,679,274
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	1,044,404	1,295,129	1,562,890	1,475,663	1,468,876
包括利益 (千円)	1,043,786	1,297,347	1,566,463	1,517,442	1,654,790
純資産額 (千円)	5,694,536	6,727,957	8,088,577	10,301,680	9,864,660
総資産額 (千円)	8,585,462	10,364,094	11,539,769	18,694,320	19,391,128
1株当たり純資産額 (円)	318.14	374.84	450.65	519.81	521.42
1株当たり当期純利益 金額 (円)	58.35	72.36	87.32	82.44	82.06
潜在株式調整後 1株当たり当期 純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)	66.3	64.7	69.9	49.8	48.1
自己資本利益率 (%)	19.8	20.9	21.2	17.0	15.8
株価収益率 (倍)	16.2	15.7	16.6	23.7	22.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,507,868	1,625,554	1,370,721	1,614,797	1,600,038
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	701,490	285,762	76,796	2,599,526	184,006
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	142,318	156,052	305,843	1,507,808	897,194
現金および現金同等物 の期末残高 (千円)	2,652,882	3,922,822	4,910,903	5,436,606	5,985,904
従業員数 (ほか、平均臨時雇用人 員) (名)	217 ()	315 ()	327 ()	468 ()	503 ()

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 ヒト・コミュニケーションズは、平成28年2月1日付で、それぞれ普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。このため第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

4 第18期、第19期、第20期及び第21期は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく「監査報告書」を受領しておりますが、第22期については、当該規定に基づく「監査報告書」を受領しておりません。

第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりです。

2 【沿革】

平成30年10月22日 ヒト・コミュニケーションズの取締役会において、ヒト・コミュニケーションズの単独株式移転による持株会社「株式会社ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

平成30年11月29日 ヒト・コミュニケーションズの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、ヒト・コミュニケーションズがその完全子会社となることについて決議(予定)

平成31年3月1日 ヒト・コミュニケーションズが株式移転の方法により当社を設立(予定)
当社普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場(予定)

なお、ヒト・コミュニケーションズの沿革につきましては、ヒト・コミュニケーションズの有価証券報告書(平成29年11月30日提出)をご参照ください。

3 【事業の内容】

当社は、持株会社としてグループ会社の経営管理およびそれに付帯または関連する業務を行う予定です。また、当社の完全子会社となるヒト・コミュニケーションズおよびその関係会社の最近事業年度末日時点の主な事業の内容は以下のとおりです。

ヒト・コミュニケーションズ及び関係会社(連結子会社(株式会社ビービーエフ、株式会社ランチ・アウト、上海布藍綺国際貿易有限公司、株式会社ティーシーエイ、株式会社ジャッツ、株式会社WSSスタッフィング、株式会社ジャパンリムジンサービス)、非連結子会社(人可夢商務諮詢(上海)有限公司)の計8社)は、「成果追求型営業支援企業」として、アウトソーシング事業、人材派遣事業、EC・TC支援事業、ホールセール事業を主要な事業として行っております。

ヒト・コミュニケーションズ及び関係会社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。

(1) アウトソーシング事業

業務委託契約に基づいたアウトソーシング事業では、メーカーや通信キャリア等から一連の業務全体を受託(業務請負)しております。具体的には、販売戦略の企画立案、マーケティング、販売体制の構築、人員の手配、教育研修、接客販売業務、販売管理、スタッフ管理、顧客ニーズのフィードバックです。

アウトソーシング事業につきましては、ヒト・コミュニケーションズ、株式会社ティーシーエイ、株式会社ジャッツ及び株式会社WSSスタッフィングが行っております。

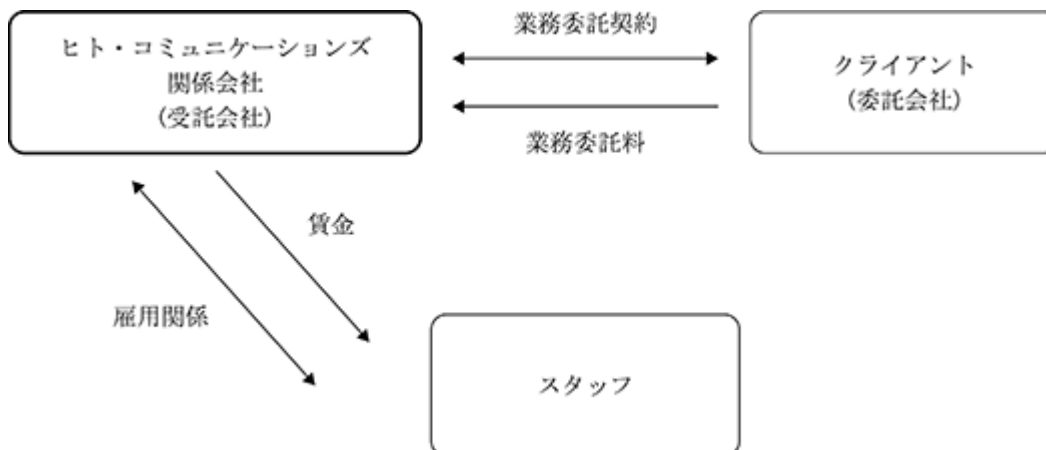
当該事業における主要な取扱商材分野とその業務内容は以下のとおりです。

取扱商材分野	業務内容
家電	・デジタル家電(大型薄型テレビ、デジタルレコーダー、タブレット端末等)の販売 ・生活・家事家電(エアコン、冷蔵庫、洗濯機等)の販売
ブロードバンド	・固定通信回線(光回線等)への加入促進業務 ・インターネットサービスプロバイダーへの加入促進業務
モバイル	・携帯電話、高性能携帯端末(スマートフォン等)の販売 ・次世代高速無線通信への加入促進業務
ストアサービス	・生鮮食料品やコスメティック・ファッションの販売 ・カードの加入促進業務等
観光	・バスガイド業務 ・展示会、コンベンション、スポーツイベント運営業務 他
コールセンター他	・各種受付コールセンター業務 ・訪日外国人向け多言語コールセンター、免税カウンター ・流通、小売サービスセンター業務 他

(業務請負とは)

業務請負とは、請負業者(受託会社)が、委託会社から受託した業務を遂行することを指します。人材派遣との違いは、委託会社と労働者の間に指揮命令関係が生じない点にあります。なお、ヒト・コミュニケーションズ及び関係会社は業務委託契約に基づき委託会社から請負料金を受領し、スタッフに対しては雇用契約に基づく人件費の支払を行っております。請負料金については、見積工数より積算した金額を提示し、委託会社との交渉により決定しております。

ヒト・コミュニケーションズ及び関係会社(受託会社)とスタッフ、クライアント(委託会社)の関係は次の図のようになります。



(ヒト・コミュニケーションズ及び関係会社のアウトソーシング事業の特徴 成果追求型の営業支援)

ヒト・コミュニケーションズ及び関係会社はクライアントの業績向上に貢献することを目的として業務の提供を行っており、それを「成果追求型の営業支援」と呼んでおります。具体的には、以下の2つの業務を行うことにより、クライアントの営業を支援しております。

販売の企画立案から販売体制の構築、販売後の顧客ニーズのフィードバックまでの一連の営業サポート業務
研修により専門知識を備えたスタッフによる接客販売業務

また、成果追求型の営業支援を支える体制として、()業務運営事務局の設置及び「仮想店舗」をはじめとする充実した()教育・研修制度が挙げられます。

() 業務運営事務局

ヒト・コミュニケーションズ及び関係会社は、アウトソーシング事業において販売等のサービス提供を行う際に、クライアントの課題・施策を共有し、解決するために「業務運営事務局(ヒト・コミュニケーションズ事務局)」をクライアントごとに設置しております。当該事務局は、クライアントとの交渉窓口や販売等のサービス提供に関する施策の立案等を行う事務局長の下、各就業現場にてスタッフへの指示命令を行うディレクターを配置し、販売等のサービス提供に精通したスタッフから組成されています。各業務運営事務局は、スタッフの採用、研修制度の構築、販売等のカリキュラムの作成、就業現場のラウンディング(巡回)、クライアントへの販売等のサービス提供状況のフィードバック等、商品の販売、サービス提供に関する一連の業務を行っております。

それによりクライアントは、スタッフの管理負担及び教育負担の軽減が図れ、現場とマーケティング機能を分離することによる効率化等のメリットを享受することができ、クライアントの業績の向上につながっているものと考えております。

() 教育・研修制度

ヒト・コミュニケーションズ及び関係会社ではオリジナルの販売カリキュラムの作成、販売研修の実施及び販売や営業の現場についてロールプレイングを通して疑似体験できる「仮想店舗」の設置などスタッフに対する教育・研修制度を充実させております。

この教育・研修制度により、販売や営業の経験がない人材についても、標準化された研修を通じて実践に近い経験を積むことができます。また、就業後についても、経験不足、販売不振に陥りやすい1ヶ月目及び3ヶ月目にフォローアップ研修を実施しており、これが安定した就業実績につながっております。結果的に、クライアントの販売や営業業務の安定化及び収益の安定化に貢献しているものと考えております。

(2) 人材派遣事業

労働者派遣契約に基づいた人材派遣事業では、メーカー、通信キャリア、スーパー・GMS(注)及び旅行業者等へ派遣先ニーズに応じたスタッフを派遣しております。

人材派遣事業につきましては、ヒト・コミュニケーションズ、株式会社ティーシーエイ、株式会社ジャッツ及び株式会社WS Sスタッフィングが行っております。

当該事業における主要な取扱商材分野とその業務内容は以下のとおりです。

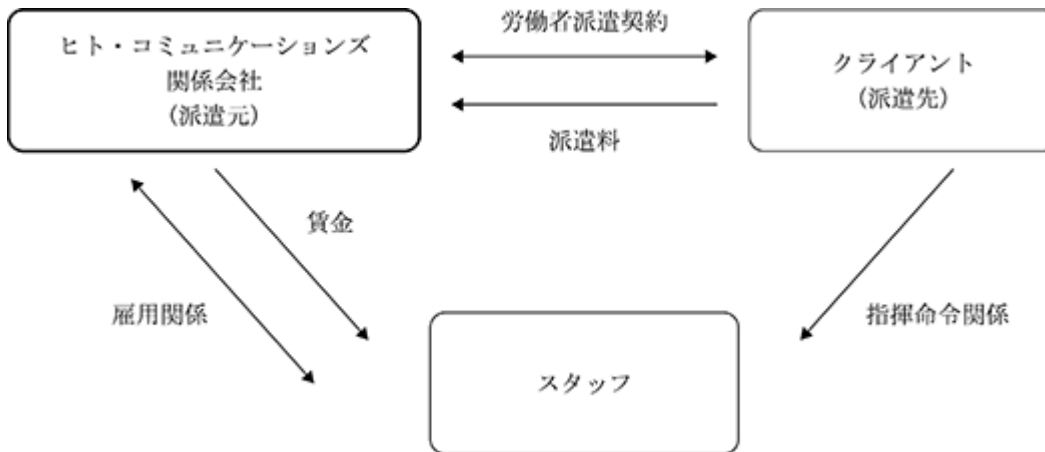
取扱商材分野	業務内容
家電	・デジタル家電(大型薄型テレビ、デジタルレコーダー、タブレット端末等)の販売 ・生活・家事家電(エアコン、冷蔵庫、洗濯機等)の販売
ブロードバンド	・通信回線獲得アウトバウンド
モバイル	・携帯電話、高機能携帯端末(スマートフォン等)の販売 ・次世代高速無線通信への加入促進業務
ストアサービス	・生鮮食品やコスメティック・ファッションの販売 ・金融、カードビジネス窓口案内、カード会員の獲得
観光	・国内旅行・海外旅行添乗業務、バスガイド業務 ・展示会、コンベンション、スポーツイベント運営業務 他
コールセンター他	・コールセンター業務 ・品出し、流通バックヤード業務 ・営業事務、貿易事務、経理事務 他

(注) GMS(ゼネラルマーチャндаイズストア)とは、日常生活に必要な物(食料品や日用品のみならず、衣料品や家電、家具等を含む)を総合的に扱う、大衆向けの大規模な小売業態を示します。

(人材派遣とは)

人材派遣とは、派遣元が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令のもと、派遣先事業所内で労働に従事させることを指します。直接雇用との違いは、派遣先・派遣元・派遣労働者の三者間の関係であり、雇用契約と指揮命令関係が分かれている点にあります。なお、ヒト・コミュニケーションズ及び関係会社は労働者派遣契約に基づき派遣先より派遣料金を受領し、スタッフに対しては雇用契約に基づく人件費の支払を行っております。派遣料金は人材派遣単価に派遣労働者の稼働時間を乗じて算出しております。

ヒト・コミュニケーションズ及び関係会社(派遣元)とスタッフ、クライアント(派遣先)の関係は次の図のようになります。



人材派遣事業においても、対象となる業務・顧客層はアウトソーシング事業と重複することが多いことから、アウトソーシング事業で培った販売ノウハウや教育・研修制度を活用し、成果追求型の営業支援を行っております。

(3) E C・T C支援事業

E C・T C支援事業は、Eコマースサイト運営受託、テレビショッピング販売支援業務の総称を示します。

Eコマースサイト運営受託では、ブランド等のオフィシャルEコマースサイトの企画・開発のみでなく、商品の受注管理、商品手配、配送、集金に至るまで、Eコマースを行う上で必要になる一連の業務運営全体をプラットフォーム化し、各ブランド等の商品を消費者へ販売する事業を展開しております。各ブランド等のEコマース売上を継続して向上させるため、スマートフォン・タブレット等新たなデバイスに対応するだけでなく、ブランド独自の世界観を表現できるよう要望に柔軟に応えることで強固なパートナーシップ関係を築いております。

テレビショッピング販売支援サービスでは、テレビ通信販売会社とアパレルメーカーとの間に入り、ブランドの構築、商品企画、生産管理、オンエアの際のプレゼンテーションまで、テレビ通販に関する一連の業務を支援するサービスを提供しております。

E C・T C支援事業につきましては、株式会社ビービーエフが行っております。

取扱商材分野	業務内容
ストアサービス	・ファッション・スポーツ領域を中心としたECサイトの運営受託 ・テレビショッピング販売支援

(4) ホールセール事業

ホールセール事業は、国内大手小売店及び海外大手小売店に対し、衣料品の企画、デザイン、製造、生産管理、販売の一連の業務を行っております。ブランドやコンテンツホルダー、タレントやSNSとコラボし、他社との差別化を図ることにより、商品の付加価値を高めております。

ホールセール事業につきましては、株式会社ブランチ・アウト及び上海布藍綺国際貿易有限公司が行っております。

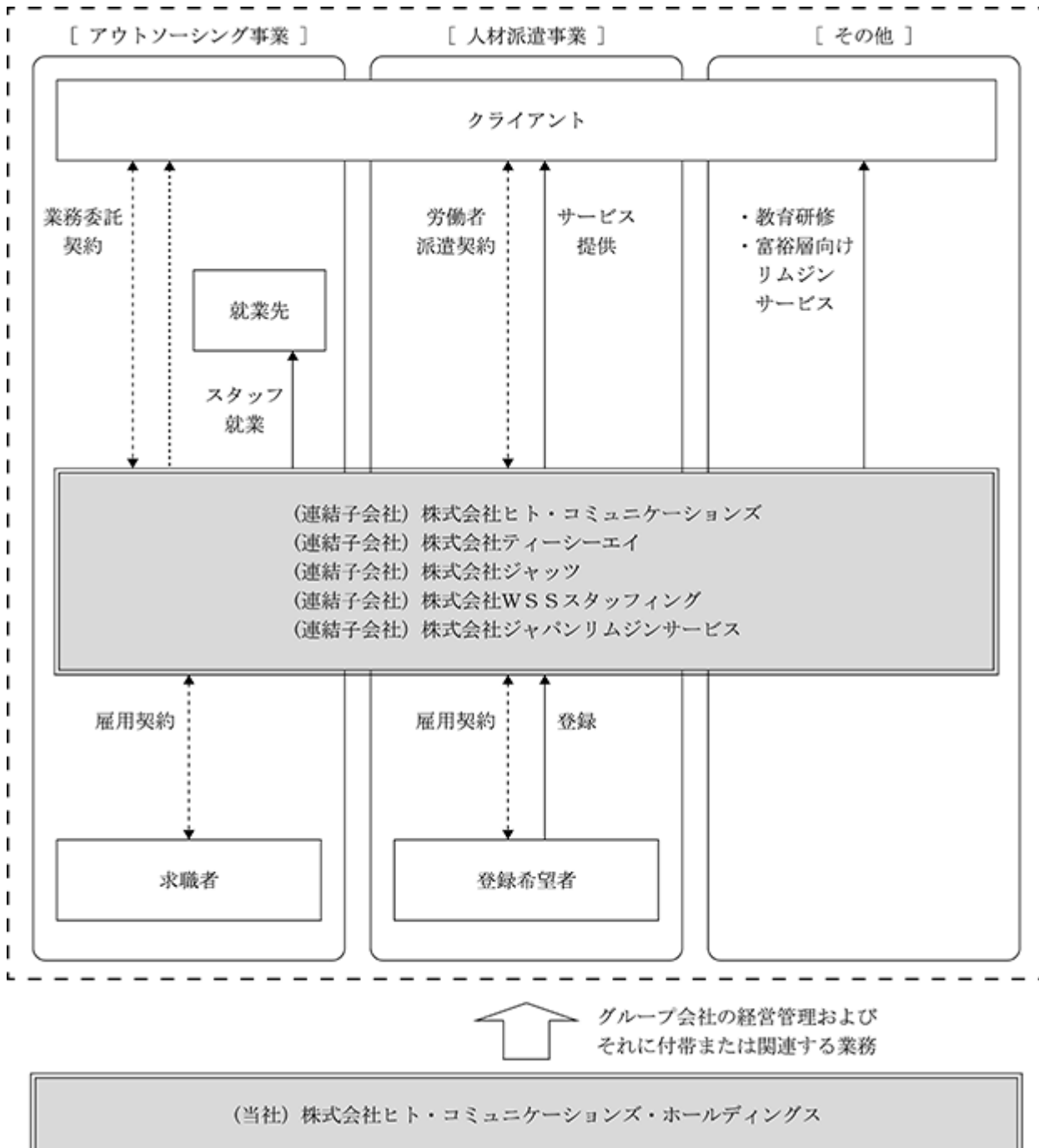
取扱商材分野	業務内容
ストアサービス	・衣料品の企画、デザイン、製造、生産管理、卸売

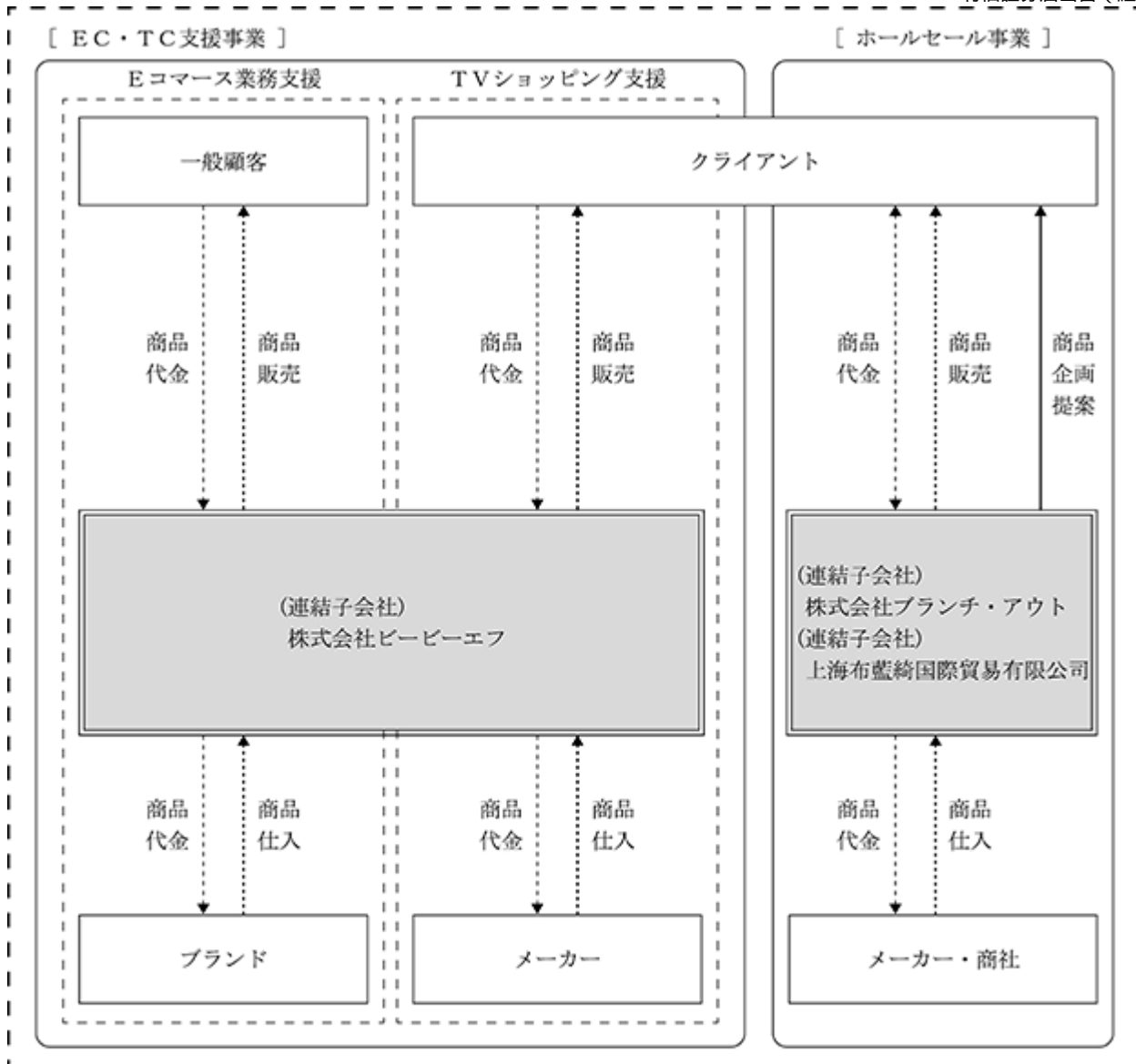
(5) その他

その他では、メーカー及び通信キャリアに対し、ヒト・コミュニケーションズ及び関係会社の持つ接客技術等の販売ノウハウを活かした研修等を実施しております。特に営業正社員向けの研修では、オリジナルの研修プログラムに基づき、販売基礎研修を実施しております。また富裕層向けリムジンサービス及び訪問介護サービス、グループホーム経営等の社会福祉サービスを実施しております。

その他につきましては、ヒト・コミュニケーションズ、株式会社ティーシーエイ、株式会社ジャッツ及び株式会社ジャパンリムジンサービスが行っております。

事業の系統図は概ね次のとおりとなる予定であります。





グループ会社の経営管理および
それに付帯または関連する業務

(当社) 株式会社ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス

4 【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となるヒト・コミュニケーションズの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 1 組織再編成の目的等 2 提出会社の企業集団の概要および当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 (1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」に記載のとおりです。

5 【従業員の状況】

1. 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定です。

2. 連結会社の状況

当社の完全子会社となるヒト・コミュニケーションズの平成30年8月31日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりです。

平成30年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
アウトソーシング事業	254
人材派遣事業	
その他	
E C・T C 支援事業	52
ホールセール事業	82
全社(共通)	115
合計	503

- (注) 1 従業員数は常勤の就業人員(正社員及び契約社員)であります。
 なお、ヒト・コミュニケーションズ及び同社の連結子会社雇用の人材派遣社員及び業務請負(アウトソーシング事業)社員の平成30年8月31日現在の在籍数は5,689人であります。
- 2 ヒト・コミュニケーションズ及び同社の連結子会社は事業の種類ごとの経営組織体系を有しておらず、アウトソーシング事業、人材派遣事業においては同一の従業員が複数の事業に従事しております。
- 3 全社(共通)として記載されている従業員は、企画・管理部門に所属している者であります。

3. 労働組合等の状況

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、当該事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるヒト・コミュニケーションズには、平成17年に結成された労働組合(UIゼンセン同盟人材サービスゼネラルユニオンヒト・コミュニケーションズ分会)があり、平成30年8月31日現在の従業員の組合員数は188人(ヒト・コミュニケーションズ雇用の人材派遣社員及び業務請負(アウトソーシング事業)社員を含めた総組合員数は3,071人)です。

なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、当該事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるヒト・コミュニケーションズの業績等の概要については、同社の有価証券報告書(平成29年11月30日提出)および四半期報告書(平成30年1月12日、平成30年4月13日および平成30年7月13日提出)をご参照ください。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、当該事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるヒト・コミュニケーションズが生産、受注及び販売の状況については、同社の有価証券報告書(平成29年11月30日提出)および四半期報告書(平成30年1月12日、平成30年4月13日および平成30年7月13日提出)をご参照ください。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は新設会社であるため、当該事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるヒト・コミュニケーションズの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、同社の有価証券報告書(平成29年11月30日提出)および四半期報告書(平成30年1月12日、平成30年4月13日および平成30年7月13日提出)をご参照ください。

4 【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本件株式移転によりヒト・コミュニケーションズの完全親会社となるため、当社の設立後は、本届出書提出日現在におけるヒト・コミュニケーションズの事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。ヒト・コミュニケーションズの事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本届出書提出日現在においてヒト・コミュニケーションズが判断したものです。

(1) 特定の事業セグメントへの依存について

当社グループの平成30年8月期において、全売上に対しファッション領域を中心とするEC・TC支援事業の売上構成比率は42.4%と高くなっており、また特定のファッションブランドへ販売が集中している傾向にあります。過度に依存することがないよう他の事業セグメントの拡充、EC・TC支援事業において食品・ヘルスケア等ファッションブランド以外の分野への事業展開にも注力してまいります。現在のEC・TC支援事業の需要が大幅に縮小した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) 特定の取引先への依存について

最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、前連結会計年度の株式会社しまむら、当連結会計年度のソフトバンク株式会社については、当該割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。

相手先	前連結会計年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)		当連結会計年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
ソフトバンク株式会社(注)	8,452,925	24.3		
株式会社しまむら(注)			6,297,503	10.1

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) スタッフの確保について

当社グループの事業における重要な要素の一つは優秀なスタッフの確保であります。現在、登録機能に特化した拠点の開設の推進、友人紹介キャンペーンなどのインセンティブ支払による人材の確保など各種施策を実施しておりますが、今後雇用情勢の変化などによりクライアントニーズに適合した優秀な人材が確保できない場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(4) 事業の許認可について

当社グループは、厚生労働大臣の許可を受け、一般労働者派遣事業及び有料職業紹介事業を行っております。一般労働者派遣事業は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下、「労働者派遣法」と記載します。)において派遣元事業主が欠格事由に該当したり、法令違反に該当した場合には、事業許可の取り消しもしくは業務停止を命じられる旨が規定されております。また、有料職業紹介事業についても職業安定法に基づき、同様に処分がなされる旨が規定されております。

当社グループは、社員教育や内部監査室によるモニタリングにより、法令違反の未然防止に努めておりますが、当社グループもしくは従業員による重大な法令違反が発生し、事業許可の取り消しや業務停止が命じられた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(5) 法的規制について

(a) アウトソーシング事業、人材派遣事業

当社グループの行うアウトソーシング事業及び人材派遣事業に適用される労働基準法、労働者派遣法、職業安定法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法その他関連法令は、労働市場を取り巻く社会情勢の変化に応じて改正または解釈の変更が行われる可能性があります。労働者派遣法につきましては、平成27年9月30日に改正労働者派遣法が施行されたことにより、すべての派遣労働者に対して派遣先事業所単位及び派遣労働者個人単位の2つの点につき3年の期間制限が適用となったこと等の改正が盛り込まれており、平成30年9月末がその期間制限の最初の満了日となっております。当社グループといたしましては、かかる法改正の動向を注視し、適宜適切に対応しております。しかしながら、労働者派遣法の法改正等の内容に適切に対応できなかった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、法改正または解釈の変更への対応のため、当社グループ管理システムに対する重大な改修が必要となり、予期し得ないコスト支出等が発生した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(b) EC・TC支援事業

当社グループの行うEC・TC支援事業においては、特定商取引に関する法律、消費者契約法、知的財産法、電気通信事業法等による法的規制を受けております。当社グループといたしましては、社内管理体制の構築等によりこれらの法令を遵守する体制を整備しておりますが、これらの法令の改正または新たな法令の制定に適切に対応できなかった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(c) ホールセール事業

当社グループの行うホールセール事業においては、製造物責任法及び家庭用品品質表示法等による法的規制を受けております。当社グループといたしましては、社内管理体制の構築等によりこれらの法令を遵守する体制を整備しておりますが、これらの法令の改正または新たな法令の制定に適切に対応できなかった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(6) 競合について

(a) アウトソーシング事業、人材派遣事業

当社グループが行うアウトソーシング事業及び人材派遣事業については、既の上場している会社を含めて競合会社が多数存在しております。当社グループといたしましては、単に人材を提供するのではなく、販売促進やマーケティングなどでクライアント企業の戦略的パートナーとなるべく「成果追求型営業支援企業」として事業を展開し、競合会社との差別化を図ってまいりますが、競争がさらに激化した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(b) EC・TC支援事業

当社グループが行うEC・TC支援事業においては、EC市場において多くの企業が事業展開していることもあり、機能競争、価格競争が活発化しております。今後につきましては、引き続き創業以来培ってきたノウハウを生かし、サービスの機能強化等に取り組んでまいります。当社グループと同様のサービスを提供する事業者の参入の増加や、資本力、ブランド力、技術力を持つ大手企業の参入、競合他社の価格競争力、サービス開発力の強化、又は全く新しいビジネスモデルや技術によるサービスを提供する事業者の参入などにより、当社グループのサービス内容や価格等に優位性が減少した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(7) システム障害について

当社グループが行うEC・TC支援事業においては、常に安定したサービスを提供し続けられるシステムの構築に努めており、万が一トラブルが発生した場合においても短時間での復旧が可能な体制を整えております。

しかしながら、大規模な自然災害等による通信ネットワーク障害や、コンピュータウイルス等によるシステム設備への重大な被害、その他何らかの理由によりシステム障害等が発生した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(8) 個人情報の管理について

(a) アウトソーシング事業、人材派遣事業

当社グループの事業においては、スタッフ情報や消費者情報などの個人情報に接する機会が生じるため、その取り扱いについては、平成17年4月に施行された「個人情報の保護に関する法律」を踏まえ、十分な管理体制を構築するよう取り組んでおります。具体的には、平成18年12月に一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークを取得し(平成28年12月19日更新)、また、社内勉強会や全社会議での啓蒙、内部監査によるモニタリングにより情報管理の強化を推進しております。更に、平成28年1月より施行されたマイナンバー制度(社会保障・税番号制度)につきましても、システム導入、社内勉強会の開催等による対応を実施しております。

しかしながら、何らかの原因により個人情報が外部に漏洩するような事態が発生した場合には、当社グループに対する社会的信用の失墜による売上の減少や、個人情報の漏洩による損害に対する賠償を請求されることも考えられ、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(b) EC・TC支援事業、ホールセール事業

当社グループが行うEC・TC支援事業及びホールセール事業においては、各種サービスの提供過程において、それぞれのサービス提供に必要となる個人情報を取得しております。

個人情報の管理については、運用、管理体制に万全を期しておりますが、万一、当社グループが管理・保有する個人情報の漏洩が発生した場合には、当社グループに対する損害賠償の請求や社会的信用の失墜等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(9) 海外事業の展開について

当社グループは中国上海市に上海布藍綺国際貿易有限公司を設立して事業を展開しており、ホールセール事業における海外事業の展開については、当社グループのさらなる中長期的な成長の機会として位置付けております。

海外事業の展開においては、戦争やテロといった国際政治に関わるリスク、地域特性によるビジネスリスク、予期できない法律または規制の変更のリスク、知的財産権によるリスク、為替によるリスク、社会的なインフラの未整備によるリスクなど多岐にわたるリスクがあり、このようなリスクに適切な対応が行えない場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるヒト・コミュニケーションズの経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書(平成29年11月30日提出)および四半期報告書(平成30年1月12日、平成30年4月13日および平成30年7月13日提出)をご参照ください。

また、本件株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

6 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるヒト・コミュニケーションズの研究開発活動については、同社の有価証券報告書(平成29年11月30日提出)および四半期報告書(平成30年1月12日、平成30年4月13日および平成30年7月13日提出)をご参照ください。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるヒト・コミュニケーションズの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(平成29年11月30日提出)および四半期報告書(平成30年1月12日、平成30年4月13日および平成30年7月13日提出)をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

1. 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

2. 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるヒト・コミュニケーションズの設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書(平成29年11月30日提出)をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

1. 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

2. 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるヒト・コミュニケーションズの主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書(平成29年11月30日提出)をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

1. 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

2. 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるヒト・コミュニケーションズの設備の新設、除去等の計画については、同社の有価証券報告書(平成29年11月30日提出)をご参照ください。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

平成31年3月1日時点の当社の株式等の状況は以下のとおりとなる予定です。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	56,000,000
計	56,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	17,900,000	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。
計	17,900,000		

(注) ヒト・コミュニケーションズの発行済株式総数17,900,000株(平成30年8月31日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成31年3月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式 総数増減数 (数)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成31年3月1日	17,900,000	17,900,000	450,000	450,000		

(注) ヒト・コミュニケーションズの発行済株式総数17,900,000株(平成30年8月31日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるヒト・コミュニケーションズの平成30年8月31日現在の所有者別状況は以下のとおりです。

平成30年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府および地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		19	29	22	53	7	3,865	3,995	
所有株式数(単元)		130,825	1,181	21,405	9,756	32	15,777	178,976	2,400
所有株式数の割合(%)		73.10	0.66	11.96	5.45	0.02	8.82	100.00	

(注) 自己株式663株は、「個人その他」に6単元、「単元未満株式の状況」に63株含まれております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるヒト・コミュニケーションズの平成30年8月31日現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりです。

平成30年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 600		
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,897,000	178,970	
単元未満株式	普通株式 2,400		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	17,900,000		
総株主の議決権		178,970	

【自己株式等】

当社は、本件株式移転により設立されるため、本件株式移転効力発生日である平成31年3月1日時点において、当社の自己株式を保有いたしません。当社の完全子会社となるヒト・コミュニケーションズの平成30年8月31日現在の自己株式等については以下のとおりです。

平成30年8月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ヒト・コミュニケーションズ	東京都豊島区東池袋1-9-6	600		600	0.0
計		600		600	0.0

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主様への利益還元を行うことを重要な経営課題と認識しております。

配当政策の基本方針としては、毎期の業績、財政状況を勘案しつつ、将来の事業拡大のために必要な内部留保とのバランスを図りながら配当による株主様への利益還元を安定的かつ継続的に実施する方針とする予定であります。

当社は、期末配当の年1回の剰余金の配当を行い、業績等を総合的に勘案したうえ、必要に応じ中間配当を行うことを基本方針とする予定であります。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

内部留保資金については、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、一層の事業拡大を目指すため、中長期的な投資原資として利用していく予定であります。

当社は、毎年2月末日を基準日として、中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款で定める予定であります。

4 【株価の推移】

当社は新設会社であるため、該当事項はありませんが、当社の完全子会社となるヒト・コミュニケーションズの株価の推移は以下のとおりです。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	平成26年8月	平成27年8月	平成28年8月	平成29年8月	平成30年8月
最高(円)	2,110	2,760	3,330 (注)2 2,386	2,143	3,140
最低(円)	1,140	1,540	1,849 (注)2 1,432	1,376	1,608

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 平成28年2月1日付けで普通株式1株につき2株の株式分割をおこなっており、株式分割による権利落後の最高・最低株価であります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成30年5月	6月	7月	8月	9月	10月
最高(円)	2,230	2,207	2,100	1,876	1,826	2,148
最低(円)	1,880	1,985	1,794	1,608	1,612	1,600

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

就任予定の当社の役員の状況は以下のとおりです。男性9名 女性1名（役員のうち女性の比率10%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するヒト・コミュニケーションズの普通株式数 (2) 割当てられる当社の普通株式数(株)
代表取締役社長		安井 豊明	昭和40年8月3日	昭和63年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほフィナンシャルグループ)入行 平成13年5月 株式会社ビックカメラ入社 平成16年9月 ヒト・コミュニケーションズ代表取締役社長(現任) 平成29年6月 株式会社ビービーエフ代表取締役会長(現任)	(注)3	(1) 204,700 (2) 204,700
取締役		田村 淳	昭和49年10月3日	平成16年1月 株式会社ホーキンス 取締役就任 平成17年4月 株式会社ブロードバンドタワー 入社 平成17年10月 株式会社ビービーエフ設立 代表取締役社長 平成24年8月 株式会社ブランチ・アウト 代表取締役社長 平成25年7月 上海布藍綺国際貿易有限公司 董事長(現任) 平成26年10月 株式会社ビービーエフ 代表取締役社長CEO(現任) 平成27年9月 株式会社ブランチ・アウト 代表取締役グループCEO	(注)3	(1) (2)
取締役		吉綱 利明	昭和49年6月11日	平成5年4月 中谷興運株式会社入社 平成18年4月 ヒト・コミュニケーションズ入社 平成21年1月 同社名古屋支店(現東海支社)長 平成23年9月 同社東海支社長 平成25年8月 同社執行役員西日本営業本部長兼東海支社長 平成26年1月 同社執行役員西日本営業本部長兼関西支社長兼東海支社長 平成26年8月 株式会社WSSスタッフィング代表取締役社長 平成26年11月 ヒト・コミュニケーションズ取締役西日本営業本部長兼関西支社長兼東海支社長 平成27年8月 同社取締役西日本営業本部長兼関西支社長 平成29年4月 同社取締役西日本営業本部長兼関西支社長兼京都支店長 平成30年9月 同社取締役西日本営業本部長兼関西支社長(現任)	(注)3	(1) 1,800 (2) 1,800
取締役		福原 直通	昭和39年6月23日	昭和63年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほフィナンシャルグループ)入行 平成29年10月 ヒト・コミュニケーションズ出向執行役員経理財務本部長兼業務部長 平成29年11月 同社取締役経理財務本部長兼業務部長 平成30年3月 同社取締役管理本部長(現任)	(注)3	(1) (2)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するヒト・コミュニケーションズの普通株式数 (2) 割当てられる当社の普通株式数(株)
取締役		吉岡 隆之	昭和43年6月14日	平成3年4月 日本団体生命保険株式会社(現アクサ生命保険株式会社)入社 平成18年4月 ヒト・コミュニケーションズ入社 平成18年6月 同社札幌支店(北海道支社)長 平成22年9月 同社西日本営業本部長兼関西支社長 平成22年12月 同社取締役西日本営業本部長兼福岡支店(現九州支社)長 平成25年8月 同社取締役本社営業本部長 平成26年11月 同社執行役員西日本営業副本部長兼九州支社長 平成28年3月 同社執行役員西日本営業副本部長兼九州支社長兼鹿児島営業所長(現任)	(注)3	(1) 2,900 (2) 2,900
取締役		古賀 哲夫	昭和23年3月2日	昭和46年4月 日本電信電話公社(現日本電信電話株式会社)入社 平成17年6月 東日本電信電話株式会社 代表取締役副社長 平成21年6月 エヌ・ティ・ティラーニングシステムズ株式会社 代表取締役社長 平成25年6月 同社相談役 平成25年8月 ヒト・コミュニケーションズ顧問 平成25年11月 同社取締役(現任)	(注)3	(1) 5,000 (2) 5,000
取締役		杉浦 信平	昭和31年10月12日	昭和55年4月 労働省(現厚生労働省)入省 平成20年7月 厚生労働省 大臣官房審議官(職業能力開発担当) 平成22年8月 国土交通省 大臣官房審議官(住宅局担当) 平成23年7月 中央労働委員会事務局 次長 平成25年7月 厚生労働省 職業能力開発局長 平成26年10月 一般財団法人 SK総合住宅サービス協会 顧問 平成28年7月 同協会理事長(現任)	(注)3	(1) (2)
常勤監査役		渡邊 徹	昭和28年11月25日	昭和47年4月 株式会社日本旅行入社 平成3年4月 同社赤坂海外旅行支店業務課長 平成13年4月 同社東日本営業本部業務部経理課長 平成21年4月 株式会社日旅ビジネスクリエイト 審査精算二部課長 平成22年1月 株式会社ジャッツ企画管理部長 平成24年3月 同社取締役企画管理部長(現任)	(注)4	(1) (2)
監査役		松田 孝子	昭和24年1月2日	昭和49年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 熊川法律事務所入所 昭和51年4月 松田法律事務所開設 平成18年9月 松田・葛西法律事務所開設 平成20年2月 ヒト・コミュニケーションズ監査役(現任) 平成24年4月 松田孝子法律事務所開設(現任)	(注)4	(1) 4,000 (2) 4,000
監査役		中島 公男	昭和24年11月20日	昭和43年3月 神奈川県採用 昭和47年4月 労働省(現厚生労働省)出向 平成18年7月 同省職業安定局 労働市場センター業務室長 平成19年4月 一般財団法人 海外職業訓練協会 専務理事 平成24年4月 一般財団法人 SK総合住宅サービス協会 事務局長 平成26年4月 同協会 審議役 平成26年11月 ヒト・コミュニケーションズ監査役(現任)	(注)4	(1) (2)
計						(1) 218,400 (2) 218,400

- (注) 1 取締役古賀哲夫、取締役杉浦信平は、社外取締役であります。
- 2 監査役松田孝子並びに中島公男は、社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、当社の設立日である平成31年3月1日より、平成31年8月期にかかる定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役の任期は、当社の設立日である平成31年3月1日より、平成34年8月期にかかる定時株主総会終結の時までであります。
- 5 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法329条3項に定める補欠監査役1名を選任する予定であります。補欠監査役の経歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		(1) 所有するヒト・コミュニケーションズの普通株式数 (2) 割当てられる当社の普通株式数(株)
新津 研一	昭和45年5月10日	平成5年4月	株式会社伊勢丹(現株式会社三越伊勢丹)入社	(1) (2)
		平成14年4月	同社営業本部営業企画担当課長	
		平成24年5月	株式会社USPジャパン 代表取締役社長(現任)	
		平成25年9月	一般社団法人ジャパンショッピング	
		平成30年9月	ツーリズム機構 専務理事・事務局長 同社団 代表理事・事務局長(現任)	

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の効率性と適法性を同時に確保しつつ、健全に発展するために必要な経営統治体制の整備や施策を実施することであり、経営上の最も重要な課題と位置づけております。この目的を実現するために、株主をはじめとする利害関係者の方々に対する経営情報の適時開示（タイムリー・ディスクロージャー）を通じて透明性のある経営を行ってまいります。

当社は、いわゆるテクニカル上場により平成31年3月1日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、上記の課題を実現するために、同日までに本件株式移転により当社の完全子会社となるヒト・コミュニケーションズと同水準のコーポレート・ガバナンスを構築させていく予定です。

なお、当社の完全子会社となるヒト・コミュニケーションズのコーポレート・ガバナンスの状況については、ヒト・コミュニケーションズの有価証券報告書（平成29年11月30日提出）をご参照ください。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ．会社の機関の基本説明

当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置いたします。

ロ．内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催する予定です。なお、当社は、いわゆるテクニカル上場により平成31年3月1日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本件株式移転により当社の完全子会社となるヒト・コミュニケーションズと同水準の内部統制システムを構築させていく予定です。

ハ．内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部監査及び監査役監査については、現在未定です。なお、当社は、いわゆるテクニカル上場により平成31年3月1日より東京証券取引所に上場する予定であり、本件株式移転により当社の完全子会社となるヒト・コミュニケーションズと同水準の内部監査及び監査役監査の実施体制を構築させていく予定です。

ニ．会計監査の状況

EY新日本有限責任監査法人により、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受ける予定であります。なお、当社は、いわゆるテクニカル上場により平成31年3月1日より東京証券取引所に上場する予定であり、本件株式移転により当社の完全子会社となるヒト・コミュニケーションズと同水準の会計監査の実施体制を構築させていく予定です。

ホ．社外取締役及び社外監査役

社外取締役については、当社の完全子会社となるヒト・コミュニケーションズの現社外取締役の古賀哲夫氏、及び同社の社外取締役に就任予定の杉浦信平氏、社外監査役については、当社の完全子会社となるヒト・コミュニケーションズの現社外監査役の松田孝子氏及び中島公男氏を選任する予定です。

リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制の整備につきましては、現在未定ですが、本件株式移転の効力発生日までに当社の完全子会社となるヒト・コミュニケーションズと同水準のリスク管理体制の整備を行う予定です。

取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定める予定であります。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ．中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定める予定であります。

ロ．自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定める予定であります。

ハ．取締役および監査役の責任免除

当社は、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役および監査役(取締役および監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定める予定であります。

取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定める予定であります。

役員報酬の内容

当社の取締役及び監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定めるものとする予定であります。(ただし、当社の設立の日から当社の最初の定時株主総会の時までの期間の取締役の報酬の総額は、年額500,000千円以内とし、監査役の報酬の総額は、年額13,000千円以内とする旨を定款に定める予定であります。)

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定める予定であります。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

その他の事項

その他の事項につきましては、当社は新設会社であるため未定であります。

(2) 【監査報酬の内容等】**【監査公認会計士等に関する報酬の内容】**

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、金融商品取引法に基づく監査はEY新日本有限責任監査法人に委嘱する予定であります。

【その他重要な報酬の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社は新設会社であるため未定であります。

【監査報酬の決定方針】

当社は新設会社であるため未定であります。

第5 【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるヒト・コミュニケーションズの経理の状況については、同社の有価証券報告書(平成29年11月30日提出)および四半期報告書(平成30年1月12日、平成30年4月13日および平成30年7月13日提出)をご参照ください。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりとする予定であります。

事業年度	9月1日から8月31日まで(ただし、当社の最初の事業年度は、当社設立の日から平成31年8月31日までとする予定です。)
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	8月31日
剰余金の配当の基準日	8月31日 2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL (未定)
株主に対する特典	毎年8月末日現在の株主名簿に記載又は記録された当社株式1単元(100株)以上を保有する株主に対し、保有株式数に関係なく、「UCギフトカード」(1,000円相当)を贈呈する。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款で定める予定であります。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定により請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【特別情報】

第1 【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1 【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2 【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3 【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部 【組織再編成対象会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第21期(自平成28年9月1日 至平成29年8月31日)平成29年11月30日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第22期第1四半期(自平成29年9月1日 至平成29年11月30日)平成30年1月12日関東財務局長に提出

事業年度 第22期第2四半期(自平成29年12月1日 至平成30年2月28日)平成30年4月13日関東財務局長に提出

事業年度 第22期第3四半期(自平成30年3月1日 至平成30年5月31日)平成30年7月13日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成30年11月12日)までに、以下の臨時報告書を提出しております。

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年11月30日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成30年10月22日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号および第4号の規定に基づく臨時報告書を平成30年10月22日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成30年10月31日に関東財務局長に提出

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ヒト・コミュニケーションズ(東京都豊島区東池袋一丁目9番6号)

株式会社東京証券取引所(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第六部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるヒト・コミュニケーションズの平成30年8月31日現在の株主の状況は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
野村信託銀行株式会社(信託口 2052116)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	5,535,600	30.93
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	3,110,300	17.38
みずほ信託銀行株式会社有価証 券管理信託0700026	東京都中央区八重洲1丁目2番1号	2,148,000	12.00
株式会社ダッチパートナーズ	東京都豊島区東池袋1丁目5-6	2,120,000	11.84
管理信託(A001)受託者 株式会 社S M B C信託銀行	東京都港区西新橋1丁目3番1号	1,428,400	7.98
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	406,600	2.27
安井豊明	東京都豊島区東池袋	204,700	1.14
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10 (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	196,800	1.10
BNYMSANV RE BNYMSA NVDUB RE YUKI ASIA (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	78 SIR ROGERSN'SQUAY, DUBLIN 2, IRELAND (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	151,100	0.84
RBC ISB A/C LUX NON RESIDENT/DOMESTIC RATE-UCITS CLIENTS ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エ ヌ・エイ東京支店 証券業務部)	14 PORTE DE FRANCE, ESCH-SUR-ALZETTE, LUXEMBOURG, L-4360 (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	132,600	0.74
計		15,434,100	86.22

- (注) 1 野村信託銀行株式会社(信託口2052116)の所有株式数5,535,600株、みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0700026の所有株式数2,148,000株及び管理信託(A001)受託者株式会社S M B C信託銀行の所有株式数1,428,400株は、信託契約に基づいて委託者兼受益者である新井隆二氏が信託したものであり、議決権は、委託者兼受益者の指図により行使されることとなります。
- 2 上記の所有株式数のうち、信託業務にかかる株式数は以下のとおりであります。
- | | |
|---------------------------|------------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 3,110,300株 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 406,600株 |
- 3 平成30年10月29日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、レオス・キャピタルワークス株式会社が平成30年10月23日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、ヒト・コミュニケーションズとして平成30年8月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主の状況には含めておりません。
- なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
レオス・キャピタルワークス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号	1,745	9.75

- 4 平成29年11月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社及びSumitomo Mitsui Trust (Hong Kong) Limited(三井住友信託(香港)有限公司)が平成29年10月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、ヒト・コミュニケーションズとして平成30年8月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	520	2.91
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	36	0.20
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	228	1.28
Sumitomo Mitsui Trust (Hong Kong) Limited(三井住友信託(香港)有限公司)	Suites 2506-9, A1A Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	20	0.11

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成31年3月1日設立予定であるため、本届出書提出日現在において、決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成31年3月1日設立予定であるため、本届出書提出日現在において、決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。